

「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の使用に関する取扱方針

「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を使用する場合、以下の条件によることとします。

1. 使用承認条件

- ① 使用する主体が、本大臣会合の広報・PR を行う事業者もしくは団体であること。ただし、使用する主体又はその役職員若しくは構成員は、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者でないこと。
- ② 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の使用目的が、G7 広島サミット及び本大臣会合の広報及び PR のためであること。
- ③ 日本国内における使用であること。
- ④ 名刺への使用は、G7 香川・高松都市大臣会合の実施に直接関与する事業者に限られること。
- ⑤ 使用によって G7 広島サミット及び本大臣会合の意義、重要性が損なわれたり、G7 広島サミット及び本大臣会合の準備・実施の上で支障が生じたりする恐れがないこと。
- ⑥ G7 広島サミット及び本大臣会合の品位を傷つける、又は正しい理解の妨げとなるような使用はしないこと。
- ⑦ 特定の政治、思想、宗教等の活動における使用はしないこと。
- ⑧ G7 香川・高松都市大臣会合準備室（以下「準備室」という）において、「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」が使用されている媒体等の状況、結果等を確認できること。
- ⑨ 法令及び公序良俗に反して使用される恐れがないこと。
- ⑩ 特定の商品等の品質や安全性を保証する目的で利用される恐れがないこと。
- ⑪ 準備室、香川県及びこれらの主体が別途承認する使用者による使用は、準備室の許可を要しない。

2. 使用までの手続き

- ・ 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を使用する際は、準備室が規定する「使用承認手続き」を経て使用することとします。
- ・ 準備室における使用承認手続きで承認された場合のみ、「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を使用することができます。
- ・ 準備室が発行する「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク使用承認申請書」を準備室あてメールにて提出ください。提出後、準備室で確認のうえ、「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の画像をメールにて提供します。
- ・ 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を報道に使用する場合の手続きについては、後述の 4. をご参照ください。

3. 使用する際の注意事項

- ① 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の使用については、2023 年 12 月 31 日までとします。
- ② 準備室に承認された使用方法以外の「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の使用は認められません。
- ③ 第三者に対して「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の画像を譲渡、貸与、使用許諾等することはできません。
- ④ 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の使用承認をもって、ロゴマークを使用する対象となる制作物・出版物又は事業等について、準備室が公認・後援等をしていることには当たりません。
- ⑤ 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を使用する物・出版物又は事業等があたかも準備室が公認する商品、出版物又は事業等であるかのように誤解を招く表現はお控えください。
- ⑥ 他の G7 閣僚会合のロゴマーク等と合わせて表記するなど、特殊な取り扱いが必要と考えられる際には、その表記方法、デザイン等について、準備室に確認してください。
- ⑦ 「KAGAWA TAKAMATSU」「Sustainable Urban Development Ministers' Meeting」の文字列は、単独で使用せずロゴマークと原則一体で使用してください。また、G7 広島サミットロゴマークを単独で使用する場合は、外務省の使用承認手続きが必要です。
- ⑧ 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を使用する際は、別紙の「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン」を遵守してください。
- ⑨ 使用承認条件及び注意事項を遵守していないと準備室が判断する場合は、「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」の使用を取り消すことがあります。

4. 「G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク」を報道に使用する場合の手続きについて

1. 取材の成果物（画像・映像）としてロゴマーク入りの造作物（パネル等）を報道する場合は、ロゴマーク使用に係る申請は不要とします。
2. ただし、報道各社が独自に紙面、番組中のテロップ、パネル、スタジオセット等にロゴマークを施して使用する場合には、準備室宛に、メールで申請者名、社名、連絡先、使用用途、使用期間を添えて申請を行ってください。担当者より申請者にロゴマークのデータを提供することをもって、当該申請を了解したものとします。（両ロゴマークの使用許可を同時に得たい場合には、交通、都市どちらの担当者から了解をとっても結構です。）
3. 使用に際しては、報道各社は、「1. 使用承認条件」の⑤から⑩および「3. 使用する際の注意事項」の②から⑨の事項を了解、遵守ください。

問い合わせ先・申請書提出先

国土交通省 G7 香川・高松都市大臣会合準備室：崎谷、田中

TEL：(03)5253-8111（内線 25804、32127）、(03)5253-8393（直通）

メールアドレス：hqt-g7city-2023-pr@gxb.mlit.go.jp

G7 香川・高松都市大臣会合ロゴマーク使用ガイドライン

■ 基本表示

【横型】



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

【縦型】



KAGAWA TAKAMATSU
Sustainable Urban Development
Ministers' Meeting

・テキスト要素



C : 50%
M : 50%
Y : 100%



K : 100%



M : 100%
Y : 100%



C : 80%
M : 21%
Y : 100%

・背景要素



M : 60%
Y : 100%



C : 37%
M : 75%



C : 100%



M : 85%



M : 20%
Y : 75%



C : 100%
Y : 50%

■ アイソレーション規定

「KAGAWA TAKAMATSU」「Sustainable Urban Development Ministers' Meeting」フォントにはアイソレーション規定はありません。ただし、「G7 広島サミットロゴマーク」のアイソレーション規定は順守の上で、ご使用ください。



■ サイズ規定

【横型】



X=55mm、Y=20mm 以上での使用を推奨します。

【縦型】



X=20mm、Y=25mm 以上での使用を推奨します。

■ 背景

- ・背景が白色の場合には基本表示と同じです。

【横型】



【縦型】



- ・背景が白色以外の場合には白マドで表示します。

【横型】



【縦型】



■ 禁止事項

ロゴマークは、加工、編集その他の一切の変更を禁止しています。例えば、以下のようなデザインでのご使用はお控えいただきますようお願いいたします。

○配色の誤用例

- ・配色を変更し、規定の色以外で使用しない。(報道利用等で白黒で表示せざるを得ない場合を除く)

【横型】



【縦型】



- ・規定以外の処理をしない。

【横型】



【縦型】



○配色の誤用例

- ・縦横比率を変形してはならない。

【横型】



【縦型】



- ・文字を変えてはならない。

【横型】



【縦型】



- ・他の要素に変形してはならない。

【横型】



【縦型】



- ・背景色に対し、ロゴマークを縁取り抜きで表示しない。

【横型】



【縦型】



- ・視認性を損なう場所に表示しない。

【横型】



【縦型】



- ・アイソレーション規定を侵害して他の要素を表示しない。

【横型】



【縦型】

